

議案第 1 号

訴訟上の和解について

次のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年7月31日提出

野田市長 鈴木 有

1 事件名

東京高等裁判所平成30年（ネ）第1549号修補等請求控訴事件

2 和解の相手方

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番1号

独立行政法人都市再生機構

理事長 中島 正弘

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、本件解決金として金1,700万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、その余の請求を放棄する。
- (3) 市及び相手方は、本件について、市と相手方との間には、和解条項に定めるほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、第1審、2審を通じ、各自の負担とする。

4 事件の概要

市が住宅・都市整備公団から管理を引き継いだ「とんとんみずき橋」（本件木橋）に深刻な腐朽が発見され、その一部を撤去せざるを得なくなったことについて、本件木橋の主要構造部材として耐久性の検証がなされていないポンゴン材を選定した注意義務違反、本件木橋の管理を市に引き継ぐに際し、十分な水仕舞いの設備及び対策を施すべき注意義務違反、並びに同引継ぎに

際し、水仕舞いが必要である旨市に教示すべき注意義務違反に当たるとして、
土地区画整理法第106条、民法第570条の類推適用又は民法第709条
に基づき、同公団の一切の権利義務を継承した独立行政法人都市再生機構に
対して、修補費用相当額等の損害金の支払を求めた訴訟について、東京高等
裁判所から和解勧告がなされた。

平成30年(ネ)第1549号 修補等請求控訴事件

控訴人 野田市

被控訴人 独立行政法人都市再生機構

被控訴人補助参加人 株式会社日建設計シビル

平成30年7月20日

東京高等裁判所第8民事部

本件について、別紙和解条項のとおり、和解を勧告する。

(別紙)

和解条項

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として1700万円の支払義務があることを認める。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を平成30年8月31日限り、控訴人の指定する下記銀行口座に振り込む方法により支払う（ただし、振込手数料は、被控訴人の負担とする。）。

金融機関 千葉銀行 野田支店

口座種類 普通

口座番号 1300169

口座名義人 ノダシカイケイカンリシャ ナカムラトクオ
野田市会計管理者 中村徳夫

- 3 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 控訴人及び被控訴人は、本件（野田都市計画事業野田山崎土地区画整理事業において設置された木橋に関する一切の件を含む。）について、控訴人と被控訴人の間には、本和解条項に定めるほかは、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

以上

提案理由

とんとんみづき橋の再築に係る修補等請求控訴事件について、東京高等裁判所の和解勧告に基づき和解しようとするものである。